

浜田市温泉事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市条例第 18 号

浜田市温泉事業条例の一部を改正する条例

浜田市温泉事業条例（平成 17 年浜田市条例第 218 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 湯屋温泉の部飲料営業供給の項中「1,320 円」を「880 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の浜田市温泉事業条例の規定は、令和 7 年 4 月以後の温泉供給料金から適用し、同月前の温泉供給料金については、なお従前の例による。